

子育て応援プラン

平成30年 4月 1日現在

1. 商品名	・子育て応援プラン
2. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以内 (元金据置6ヵ月以内) ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヶ月の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可(分割適用可)なお、元金返済据置期間分の融資期間延長が可(融資期間は最長12年まで)
3. ご融資金額	・100万円以内(1万円単位)
4. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます(固定金利)
5. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内にお住まい、またはお勤めの方 ・満年齢20歳以上の方で、(社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・安定した収入がある方 ・小学校入学前の子供を養育する親権者(妊娠中を含む)または実質的に扶養する親族の方 ※親権者は、法令に基づく産前産後休業または育児休業中でも可
6. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・子育てにかかる次の資金(ただし、支払済資金を除く) ①出産、子育て、小学校入学準備に必要な資金 ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※①と合わせた申込に限る
7. ご返済	・毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金は融資金額の50%までとします
8. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は不要です ・保証料はご融資利率に含まれております
9. 金利情報について	・ホームページまたは窓口へご照会ください
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>[苦情処理措置]</p> <p>本商品の苦情用等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課(0120-252-248 9:00~17:00)にお申し出ください。</p> <p>[紛争解決措置]</p> <p>以下の東京の弁護士会(東京三弁護士会)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031 9:30~12:00/13:00~15:00)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター</p>

	<p>(電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00)</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所(03-3517-5825 9:00～17:00)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。